

盛岡広域振興局長告示第45号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、雫石町土地改良区（岩手郡雫石町）から役員の退任について次のおり届出があった。

令和5年9月29日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

理事

大 宮 惇 幸 岩手郡雫石町西根大宮70番地